

二本松市防犯カメラ設置事業管理運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二本松市防犯カメラ設置補助金交付要綱（平成28年二本松市告示第70号）により設置する防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）の適正な管理及び運用に関し必要な事項を定めることにより、プライバシーの保護を図ることを目的とする。

(撮影対象及び表示)

第2条 防犯カメラ設置者（以下「設置者」という。）は、防犯カメラの撮影対象及び表示について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影対象は、公共空間（道路、公園などの屋外にて誰もが自由に利用できる空間をいう。）とし、設置目的を達成するために必要最小限度の撮影範囲になるように努めること。
- (2) 設置場所付近の見やすい場所に、別記様式に定める表示をすること。

(設置場所の所有者の同意等)

第3条 設置者は、設置場所の所有者（所有者以外に設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあっては、当該使用する権利を有する者を含み、当該設置場所が道路等の公共施設であるときは、当該公共施設の管理者をいう。）の同意又は法令等に基づく許可を得なければならない。

(管理及び運用)

第4条 設置者は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、防犯カメラの管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置目的以外には防犯カメラを利用しないこと。
- (2) 個人のプライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行うこと。
- (3) 防犯カメラの適切な維持管理を行うこと。
- (4) 防犯カメラの管理運用責任者（以下「責任者」という。）及び操作取扱者（以下「取扱者」という。）を指定すること。
- (5) 防犯カメラにて撮影した画像（以下「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずること。
- (6) 防犯カメラに関する問合せ、苦情又は事故があったときは、速やかに対応し、処理すること。

(7) 設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、設置時における所有者等との合意事項に基づき適切に対応すること。

(責任者及び取扱者の責務)

第5条 責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行わなければならない。

2 取扱者は、責任者の指揮監督の下に防犯カメラの操作及び画像の視聴を行わなければならない。

3 防犯カメラの操作及び画像の視聴は、責任者及び取扱者以外の者が行うことはできない。ただし、責任者の了承を得たときは、この限りでない。

4 設置者は、責任者及び取扱者の指定又は変更をする場合には、速やかに市長へ届出をしなければならない。

(画像及び記録媒体)

第6条 責任者及び取扱者は、画像及び記録媒体について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 画像の保存期間は、7日間以上30日間以内であること。

(2) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去すること。

(3) 画像及び記録媒体の取扱いは、責任者及び取扱者以外の者が行わないこと。

(守秘義務)

第7条 責任者及び取扱者は、画像及び画像から知り得た個人に関する情報をむやみに他に漏らしてはならない。責任者及び取扱者でなくなった後においても同様とする。

(画像の利用及び提供の制限)

第8条 責任者及び取扱者は、画像その他撮影情報について、次の各号のいずれかに該当する場合以外は第三者への提供を禁止する。

(1) 捜査機関から具体的事件を提示して、犯罪捜査のために情報提供を求められた場合（捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。）

(2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合

(3) その他法令に基づく照会があった場合

2 前項において画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存しておかなければならない。

(1) 提供日時

(2) 利用目的

(3) 提供先

(4) 提供する画像の内容

(管理運用規程の作成)

第9条 設置者は、本要綱に基づき、次に掲げる事項を規定した防犯カメラ管理運用規程を作成しなければならない。

(1) 目的

(2) 設置場所及び撮影範囲

(3) 設置者

(4) 管理及び運用

(5) 責任者及び取扱者

(6) 画像の保存期間、消去

(7) 画像提供の制限

(8) 問合せ等の対応

(是正措置)

第10条 市長は、防犯カメラの管理及び運用が本要綱の規定に違反すると認めるときは、設置者に対し、是正するために必要な措置を命ずることができるものとする。

(業務の委託)

第11条 設置者は、防犯カメラの設置や保守点検等の業務を委託する場合、本要綱の遵守を委託条件にするなど、適正な管理及び運用を徹底するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

15センチメートル程度	
設置者○○○○○	35センチメートル程度
防犯カメラ作動中	

備考

- 1 文字色は、青色とする。
- 2 地色は、白色とする。